

【事案Ⅱ－１３】死亡共済金請求

・ 平成 25 年 3 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

被共済者が一定の年齢に達したので団体信用生命共済の契約は消滅するとの理由により、死亡を原因とする死亡共済金 1,270 万 1,280 円が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、生命共済金 1,270 万 1,280 円および平成 23 年 2 月から支払い済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 4 年 8 月、契約者は金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、被申立人と共済契約を締結した。金融機関の担当者は年齢制限の記載がない説明書を交付し、死亡した場合には年齢に関係なく住宅ローンが消滅する旨の説明をした。
- (2) 平成 23 年 2 月、契約者は死亡。その時点における金銭消費貸借契約の残金は 1,270 万 1,280 円であった。契約者が死亡したので支払い義務の履行を求めたが、平成 24 年 6 月、被申立人は共済契約は消滅しているので共済金を支払う根拠がないと拒否をされた。
- (3) 当事者間において年齢制限が存在しない共済契約を締結する旨の合意が成立していたことは、契約当時の契約者の年齢（58 歳 10 か月）からみても明らかである。金銭消費貸借契約は 30 年であり、平成 3 年の事業規約によれば、共済契約によりカバーされる期間は 6 年 2 か月に過ぎないことになり、契約者にとってあまりにもメリットが薄いものとなるから、他の商品を選択していたはずである。
- (4) 契約者にとって年齢制限の有無は重要な関心事項であったため、何度も説明を求めて、担当者から年齢制限は存在しない旨の説明を明示的に受けていた。万が一、契約者と被申立人との間で年齢制限の存在しない共済契約が成立していないとしても、被共済者が一定の年齢に達したことは消滅事由になることについて、何ら説明がされていないことは明らかであり、事業者には消費者に対して十分な説明をおこなう信義則上の義務があり、これを怠った場合には、損害賠償義務を負わなければならないのは当然のことである。

<共済団体の主張>

被申立人に団体信用生命共済金の支払い義務は存在しないため、申立人の請

求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 共済契約は被申立人と契約者とで締結された契約であり、共済金受取人は金融機関となり、申立人は共済契約における当事者になれない。
- (2) 生命共済加入申込書兼告知書の裏面では、被共済者について「契約更新時の年齢が65歳以上のときは、金融機関が債務者以外の者を被共済者に選定させていただくことがあります。」と記載し、年齢制限のある共済契約であることを明示していることから、年齢制限が存在しない共済契約が成立しているとの申立人の主張に理由はない。
- (3) 共済契約は平成22年8月をもって消滅しており、平成23年2月時点で有効な契約は存在していないため、被申立人に共済金の支払い義務は発生していない。仮に有効な共済期間中に契約者が死亡した場合でも、共済金受取人は金融機関となるため、申立人には共済金を請求する権利がない。
- (4) 契約者が他の商品を選択していたなどとの認識、動機に関する主張は、推測であり受け入れることはできない。
- (5) 金融機関の担当者の説明については、双方のやり取りを記録した資料などもないため、申立人の主張のみをもって受け入れることはできない。通常、信用生命共済制度の契約者兼被共済者には、年齢制限を迎える1年以上前に「ご融資における返済計画の見直しについてのご案内」を契約者宛に送付し、共済期間が満了することを説明している。
- (6) 年齢制限のある共済契約であると書面にて説明しているため、損害賠償義務を負うとする主張は根拠がない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件の争点は、①被共済者と被申立人の間において、年齢制限が存在しない本件生命共済契約が成立していたかどうか、②被申立人の側において、被共済者が一定の年齢に達したことは消滅事由になることについて、何ら説明がなされていないから、被申立人には、消費者に対して十分な説明を行う信義則上の義務があり（民法第1条2項）、これを怠った場合には、損害賠償義務を負わなければならないのは当然のことであり、被申立人にこの説明義務違反が認められる以上、被申立人は共済金相当額の損害賠償義務を負うどうか、以上の二点である。
 - ① 被申立人の事業規約には年齢制限が明定されているのであるから、一般には、共済契約者は、個別具体的な約款条項の内容につき熟知し

ていない場合であっても、事業規約によって共済契約を締結するという意思を有しているのが通常であることにかんがみると、当事者双方が特に事業規約によらない旨の意思を表示しないで共済契約を締結した場合には、特段の事情がない限り、上記当事者は事業規約によるという意思をもって共済契約を締結したものと推認するのが相当である。

- ② 本件生命共済契約を締結した者が、年齢制限に関して説明を受けていたとしても、年齢制限条項を含む規約に基づく生命共済契約を締結するかしないかの選択権を有していただけであって、生命共済契約を締結する以上は年齢制限条項を含む規約に基づく生命共済契約を締結するほかはなかったのであるから、申立人らの主張のように、被申立人には年齢制限がないと信じていた申立人らの信頼を保護して、共済金額相当額の損害を賠償すべき義務を負うとするのは、共済契約が附合契約であることと相反するものであって、採用することができない。

また、本件共済契約の申込者は、申込書に記載された年齢制限等に関する情報の提供を求め得る十分な機会があり、被申立人の側が、申立人らに対し、本件生命共済契約の締結に当たって、年齢制限に関する事項について意図的にこれを秘匿したなどという事実はない。したがって、本件生命共済契約の締結に当たり、被申立人に、本件生命共済の年齢制限に関する事項についての情報提供や説明において、仮に被申立人からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって損害賠償請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。